

公示日：2025年4月2日（水）

調達管理番号：25a00100

国名：ベトナム

担当部署：人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

調達件名：ベトナム国遠隔技術を活用した医療人材能力向上体制強化プロジェクト（遠隔医療 IT システム開発）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：遠隔医療 IT システム開発
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2025年5月下旬から2027年5月下旬
- (2) 業務人月：10.47
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 準備業務 2日、現地業務 81日、整理業務 1日
 - ・ 第2次 準備業務 1日、現地業務 89日、整理業務 1日
 - ・ 第3次 準備業務 1日、現地業務 89日、整理業務 1日

- ・ 第4次 準備業務 1日、現地業務 40日、整理業務 2日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次現地業務を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度（2026年1月頃）
- 2) 2026年度（2027年1月頃）

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2025年4月16日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」2024年最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025年4月25日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- 1 業務実施の基本方針 16 点
 - 2 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- 1 類似業務の経験 46 点
 - 2 対象国・地域での業務経験 12 点
 - 3 語学力 8 点
 - 4 その他学位、資格等 14 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	遠隔医療 IT システムにかかる各種業務
対象国及び類似地域	ベトナム及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：「ベトナム国遠隔技術を活用した医療人材能力向上体制強化プロジェクト」に従事している者（コンサルタントもしくは長期専門家）。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ベトナムでは、経済成長に伴い平均寿命も年々延伸しているが、都市部と地方部との間の医療格差が指摘されている。とりわけ、北部内陸・山岳地域では、下位医療機関の医療サービスの質が不十分であるため、上位医療機関の患者集中が慢性的な課題となっている。このような状況の中、上位医療機関から下位の医療

機関への知見や経験の共有、助言・指導を効率的に行える遠隔医療の活用に期待が寄せられており、ベトナム保健省は、「2025年までのヘルス・デジタルトランスフォーメーションプログラム及び2030年までの方針」（2020年）で、遠隔診療等に係る社会認識の変革、法整備、物理的インフラ整備、電子的なプラットフォームの構築等を掲げた。更に、中期開発計画にあたる「人々の健康の保護・ケア・促進に係る2025年までの計画」（2023年）では、「公平で質が高く、効果的で持続可能な保健システムの開発」を目標に、パイロット事業を通じて、診断治療の質の改善方法としてITの活用を推進し、保健医療分野におけるデジタルトランスフォーメーションの実現を促進している。

JICAはベトナム政府の要請を受け、2024年7月から5年間の予定で「遠隔技術を活用した医療人材能力向上体制強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を開始し、長期専門家2名（チーフアドバイザー、業務調整）の他、必要な時期に技術分野（遠隔医療ITシステム開発、遠隔医療臨床診断/治療）の短期専門家を派遣して支援を行っている。本プロジェクトでは、イエンバイ省の2郡を対象郡とした医師間（D to D: Doctor to Doctor）の遠隔医療にかかるパイロット活動を通じて、保健省医療サービス局（Medical Service Administration: MSA）とともにベトナム国全体の遠隔医療に係る政策・方策の整備に取り組んでいる。また、対象医療施設での遠隔医療の実施、遠隔医療に関する知見共有の拡大を行うことにより、イエンバイ省及び保健省の医療人材の能力強化を図っている。

遠隔医療ITシステム開発については、2024年11月6日から同年12月12日まで、短期専門家（以下、「前専門家」）を派遣し、対象地域における施設の通信、ITインフラの状況を確認するとともに、遠隔医療ITプラットフォーム導入に向け情報収集が行われ、介入案が提言された。今後、本介入案をもとに、MSAと合意を得たうえで、遠隔医療技術支援、すなわち遠隔医療ITシステム導入計画の策定、機材発注支援等の技術支援、プラットフォーム導入、導入後の技術的フォローの

ため、専門的な知識と経験を有した人材による支援が必要なことから、本専門家を派遣するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、当該プロジェクト専門家として「遠隔医療 IT システム開発」分野を担当し、イエンバイ省での遠隔医療パイロット活動を実践するうえで、前専門家により提案された遠隔医療 IT プラットフォーム導入計画を検証・確認し、カウンターパートの協議・合意を得たのち、計画に基づきプラットフォーム導入、導入後の活用トレーニングの実施、導入後の技術フォローを行う。対象郡はイエンバイ省イエンビン郡とルックイエン郡を予定しているおり、対象施設はイエンバイ省総合病院、対象郡 2 郡の医療施設（郡保健センター、ポリクリニック、コミュニケーションヘルスセンター）となる。

(1) 準備業務（2025 年 5 月下旬）

- 1 既存の本プロジェクト関連 JICA 報告書（前専門家の業務完了報告書を含む）、他ドナー報告書、ベトナム政府作成の関連報告書、政令・法令等及び必要に応じて関連民間企業の動向を理解し、ベトナムにおける保健医療 IT エコシステム全体像を確認する。その上で対象地域及び施設の遠隔医療システム開発・導入の現状と課題を把握する。また、JICA 民間連携事業を含む類似協力も参照する。
- 2 JICA 人間開発部、JICA ベトナム事務所及び現地プロジェクト専門家チームと連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- 3 業務実施計画書（和文・英文）を JICA 人間開発部へ提出する。

(2) 第 1 次現地業務（2025 年 5 月下旬～2025 年 8 月下旬の 81 日間、プロジェクトの進捗状況に応じて出発日が 6 月上旬にずれ込む可能性あり）

- 1 現地業務開始時に、JICA ベトナム事務所、現地プロジェクト専門家チーム、カウンターパート（C/P）機関（保健省 MSA、イエンバイ省保健局、イエンバ

イ省総合病院)に業務実施計画書を提出し、業務計画を説明・協議する。

- 2 前専門家派遣時に作成された遠隔医療の実施に係るデジタルアーキテクチャ一案(前専門家の業務完了報告書参照)についてベトナム保健省と協議し、ベトナムの保健医療 IT エコシステムの中で本プロジェクトの遠隔医療パイロット活動の目指す方向性を確認する。
 - 3 システム要件定義書、システムの設計書、マニュアル等遠隔医療 IT システム操作に必要なドキュメントについて、C/P と協議した上で定義し、C/P のドキュメント作成を支援し、プロジェクト専門家チーム等の関係者に作成された資料を共有する。
 - 4 パイロット活動対象医療施設における VPN 導入に伴うネットワークのデザイン、各機材の仕様の確認を行い、機材導入計画を策定し関係者と協議する。
 - 5 ネットワーク設置の詳細を現地プロジェクト専門家チーム、カウンターパートと協議をし、計画を立案する。
 - 6 必要機材の発注手続きの準備及び発注支援を行う。
 - 7 V-Telehealth や PACS 活用等の遠隔診療活用トレーニングの実実施計画を立て、現地プロジェクト専門家チーム、C/P 機関(保健省 MSA、イエンバイ省保健局、イエンバイ省総合病院)と内容について協議し合意を得る。
 - 8 プロジェクト IT オフィサーの雇用にかかる技術的な側面の支援を行う。
 - 9 現地業務完了に際し、第 1 次現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関(保健省 MSA、イエンバイ省保健局、イエンバイ省総合病院)、JICA ベトナム事務所、現地のプロジェクト専門家チームに提出し、報告する。
 - 10 JICA ベトナム事務所、現地のプロジェクト専門家チームと第 2 次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第 1 次整理業務(2025 年 9 月上旬)
- 第 1 次現地業務結果報告書(和文)を作成し、JICA 人間開発部に報告する。

(4) 第2次準備業務（2026年2月中旬～2026年2月下旬、プロジェクトの進捗状況に応じて変更の可能性あり）

JICA 人間開発部、JICA ベトナム事務所及び現地プロジェクト専門家チームと連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

(5) 第2次現地業務（2026年3月上旬～2026年月5月下旬、プロジェクトの進捗状況に応じて変更の可能性あり）

- 1 現地業務開始時に、JICA ベトナム事務所、現地プロジェクト専門家チーム、C/P 機関（保健省 MSA、イエンバイ省保健局、イエンバイ省総合病院）に業務実施計画書を提出し、業務計画について説明、協議する。
- 2 納品された機材を確認し、各機材の動作確認を行う。関係業者や C/P と機材の導入に関する技術的調整、指導を行う。
- 3 ネットワーク設置に必要時立ち合い、関係業者や機材導入対象施設のシステム担当者等に必要な技術的指導を行う。
- 4 V-Telehealth や PACS を含む遠隔診療システム全体が前出のデジタル・アーキテクチャに沿って設置され、機能していることを確認する。
- 5 V-Telehealth や PACS を活用した遠隔診療にかかるトレーニング資料（IT 部分）を短期専門家（遠隔医療臨床診断/治療）や現地プロジェクト専門家チームと相談しつつドラフトする。
- 6 現地業務完了に際し、第2次現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関（保健省 MSA、イエンバイ省保健局、イエンバイ省総合病院）、JICA ベトナム事務所、現地のプロジェクト専門家チームに提出し、報告する。
- 7 JICA ベトナム事務所、現地のプロジェクト専門家チームと第3次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

(6) 第2次整理業務（2026年6月上旬～2026年6月中旬、プロジェクトの進

捗状況に応じて変更の可能性あり)

第 2 次現地業務結果報告書 (和文) を作成、JICA 人間開発部に提出し、報告する。

(7) 第 3 次準備業務 (2026 年 6 月下旬～2026 年 7 月上旬 プロジェクトの進捗状況に応じて変更の可能性あり)

JICA 人間開発部、JICA ベトナム事務所及び現地プロジェクト専門家チームと連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

(8) 第 3 次現地業務 (2026 年 7 月上旬～2026 年 10 月上旬、プロジェクトの進捗状況に応じて変更の可能性あり)

1 現地業務開始時に、JICA ベトナム事務所、現地プロジェクト専門家チーム、C/P 機関 (保健省 MSA、イエンバイ省保健局、イエンバイ省総合病院) に業務実施計画書を提出し、業務計画について説明・協議する。

2 第 2 次現地業務で作成した遠隔医療システム活用トレーニング資料をもとに、プロジェクト専門家チームと共にイエンバイ省総合病院、対象郡 2 郡の医療施設の担当者にトレーニングを実施する。

3 実施したトレーニングの評価を行い、必要に応じてトレーニング資料を修正する。

4 導入された遠隔医療システムのトラブルや課題を把握し、解決策の協議を C/P 機関、専門家チームと実施するとともに、技術的助言を行う。

5 現地業務完了に際し、第 3 次現地業務結果報告書 (英文) を C/P 機関 (保健省 MSA, イエンバイ省保健局、イエンバイ省総合病院)、JICA ベトナム事務所、現地のプロジェクト専門家チームに提出し、報告する。

6 JICA ベトナム事務所、現地のプロジェクト専門家チームと第 4 次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

(9) 第 3 次整理業務 (2026 年 10 月中旬～2026 年 10 月下旬)

第 3 次現地業務結果報告書（和文）を作成し、JICA 人間開発部に提出、報告する。

- (10) 第 4 次準備業務（2027 年 3 月上旬～2027 年 3 月中旬、プロジェクトの進捗状況に応じて変更の可能性あり）

JICA 人間開発部、JICA ベトナム事務所及び現地プロジェクト専門家チームと連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

- (11) 第 4 次現地業務（2027 年 3 月中旬～2027 年 4 月下旬）

- 1 現地業務開始時に、JICA ベトナム事務所、現地プロジェクト専門家チーム、C/P 機関（保健省 MSA、イエンバイ省保健局、イエンバイ省総合病院）に業務実施計画書を提出し、業務計画について説明、協議する。
- 2 遠隔医療システム導入後のフォローを行い、技術的指導を行う。
- 3 必要に応じて追加的なトレーニングを計画・実行し、評価する。
- 4 現地業務完了に際し、第 4 次現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関（保健省 MSA、イエンバイ省保健局、イエンバイ省総合病院）、JICA ベトナム事務所、現地のプロジェクト専門家チームに提出し、報告する。

- (12) 第 4 次整理業務（2027 年 4 月下旬～2027 年 5 月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) 業務実施計画書（和文・英文）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。和文・英文で作成し、JICA 人間開発部、JICA

ベトナム事務所、現地プロジェクト専門家チーム、C/P 機関（保健省 MSA、イエンバイ省保健局、イエンバイ省総合病院）へ電子データを提出する。

(2) 第1次～第4次現地業務結果報告書

現地業務期間中に実施した業務内容を関係者と共有するために作成。各現地業務期間終了時。和文及び英文。JICA 人間開発部、JICA ベトナム事務所、現地プロジェクト専門家チーム、C/P 機関（保健省 MSA、イエンバイ省保健局、イエンバイ省総合病院）へ電子データを提出する。

- ・ 英文 4 部（JICA 人間開発部、JICA ベトナム事務所、プロジェクト専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部）

- ・ 和文 3 部（JICA 人間開発部、JICA ベトナム事務所、プロジェクト専門家チームへ各 1 部）

ただし、第4次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第4次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

(3) 専門家業務完了報告書（和文）

2027 年 5 月下旬までに提出。

業務完了報告書（和文）を、JICA 人間開発部に電子データで提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

2 現地での業務体制

本業務に係るプロジェクト専門家チームの構成は以下のとおりです。

チーフアドバイザー（長期派遣専門家）

業務調整（長期派遣専門家）

遠隔医療臨床診断/治療 1（短期派遣専門家：派遣予定調整中）

遠隔医療臨床診断/治療 2（短期派遣専門家：派遣予定調整中）

3 便宜供与内容

1) 空港送迎：あり

2) 宿舎手配：あり

3) 車両借上げ：あり（ハノイ市～イエンバイ省の移動及びイエンバイ省内移動）

4) 通訳傭上：あり（日本語／英語-ベトナム語）

5) 現地日程のアレンジ：あり

6) 執務スペースの提供：あり（ハノイ：プロジェクトオフィス（保健省

近隣)、イエンバイ省：イエンバイ省総合病院敷地内執務スペース)

(2) 参考資料

1 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループから配付しますので、hmge2@jica. go. jp 宛にご連絡ください。

- ・ベトナム国遠隔技術を活用した医療人材能力向上体制強化プロジェクト（遠隔医療 IT システム開発）専門家業務完了報告書（和文）
- ・ベトナム国遠隔技術を活用した医療人材能力向上体制強化プロジェクト（遠隔医療臨床診断/治療 1）専門家業務完了報告書（和文）
- ・ベトナム国遠隔技術を活用した医療人材能力向上体制強化プロジェクト（遠隔医療臨床診断/治療 2）専門家業務完了報告書（和文）

2 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ベトナム社会主義共和国遠隔技術を活用した医療人材能力向上体制強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/928/928/928_123_1000051852.html
[1000051852.pdf](#)

(3) その他

1 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

2 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等につい

て同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 3 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- 4 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- 5 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- 6 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- 7 90 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。

以上